

○環境省告示第十六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第九条第六項の規定に基づき、令和五年度以降の五年間についての各年度の特定分別基準適合物ごとの総量を次のように公表する。

令和五年三月三十一日

環境大臣 西村 明宏

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年農林水産省、厚生省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物

年度（令和）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位 千トン）
九	二五五
八	二五六
七	二五八
六	二六一
五	二六三

二 規則第四条第二号に規定する分別基準適合物

年度（令和）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位 千トン）
五	二〇九
六	二〇八
七	二〇六
八	二〇四
九	二〇二

三 規則第四条第三号に規定する分別基準適合物

年度（令和）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位 千トン）
五	一九八
六	一九七

